

犯罪収益移転防止法の改正を踏まえた取組について

1 疑わしい取引の参考事例の作成及び公表

対象となる事業者を明確にするとともに、疑わしい取引の届出が円滑に行われるよう、それに該当する可能性のある取引を示した「電話受付代行業者及び電話転送サービス事業者における疑わしい取引の参考事例」を作成し、平成 25 年 3 月 5 日（火）に公表（報道発表をHP上において行うとともに、説明会の場で活用している。）。

○具体的内容

- ・電話受付代行業者又は電話転送サービス事業者の範囲
- ・疑わしい取引に該当する可能性のある取引の類型

2 留意事項の作成及び公表

改正法により新たに追加された事項の確認が円滑に行われるよう、それらの類型を示すとともに、事業者における法律の正しい理解に資するよう、「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について（電話受付代行業者及び電話転送サービス事業者）」を作成し、平成 25 年 3 月 5 日（火）に公表（報道発表をHP上において行うとともに、説明会の場で活用している。）。

○具体的内容

- ・取引を行う目的、職業及び事業内容の類型
- ・取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等を的確に行うための措置

3 説明会の開催

総務省及び警察庁合同で、電話受付代行業者及び電話転送サービス事業者を対象とした説明会を以下の日時・場所において開催。

3月11日（月）	大阪
3月15日（金）	東京
3月27日（水）	福岡
4月18日（木）	北海道

4 今後の対応

必要に応じて更なる説明会の開催を検討するとともに、説明会において用いた資料のHP公表等を行うことによって、対象事業者への更なる周知に努める。